

様式第1号（第3条関係）

ペット霊園設置等計画協議書

年 月 日

（宛先）箕面市長

住所

氏名

（法人にあっては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地）

電話番号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり事前協議書を提出します。

名称		
所在地		
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設	
構造設備の概要		
墓地にあっては、その区域の概要		
標識の設置予定年月日	年 月 日	
説明会の開催予定年月日	年 月 日	
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
管理者	氏名	
	住所	

（注） 構造設備の概要の欄には、墓地にあってはその敷地面積、墳墓区画数、墳墓の総面積、駐車台数及び緑地率を、納骨堂又は火葬施設にあってはその建築面積、延べ床面積、階数及び収蔵数又は炉数を記入してください。

様式第2号（第4条関係）

墓地 ペット霊園の納骨堂 火葬施設	設置 の 拡張 変更	計画の標識
墓地 ペット霊園の納骨堂の名称 火葬施設		
墓地設置しようとする者 納骨堂を拡張しようとする者の 火葬施設変更しようとする者 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代 表者の氏名及び主たる事務所の所在地）		
墓地 納骨堂の概要 火葬施設		
工事予定期間	年 月 日 ～	年 月 日
墓地設置 納骨堂の拡張に係る 火葬施設変更 申請予定年月日	年 月 日	
標識設置年月日	年 月 日	

(注) 1 墓地・納骨堂・火葬施設の概要の欄には、墓地にあってはその敷地面積、墳墓区画数、墳墓の総面積、駐車台数及び緑地率を、納骨堂又は火葬施設にあってはその建築面積、延べ床面積、階数及び収蔵数又は炉数を記入してください。

2 標識の大きさは、縦60センチメートル以上、横90センチメートル以上とし、地面から標識の最下端までの距離は、おおむね1メートルとします。

様式第3号（第4条関係）

標識設置届出書

年 月 日

（宛先）箕面市長

住所

氏名

（法人にあっては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地）

電話番号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第7条の規定により、次のとおり標識を設置した旨を届け出ます。

名称	
設置、拡張又は変更の予定地	
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
構造設備の概要	
標識の設置年月日	年 月 日

（注） 構造設備の概要の欄には、墓地にあってはその敷地面積、墳墓区画数、墳墓の総面積、駐車台数及び緑地率を、納骨堂又は火葬施設にあってはその建築面積、延べ床面積、階数及び収蔵数又は炉数を記入してください。

様式第4号（第6条関係）

説明会開催結果報告書

年 月 日

（宛先）箕面市長

住所

氏名

（法人にあっては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地）

電話番号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第8条の規定により、次のとおり説明会の内容等を報告します。

名称	
設置、拡張又は変更の予定地	
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
構造設備の概要	
説明会の開催日時	年 月 日
説明会の開催場所	
説明会の周知方法	
報告者側の主な出席者	
説明会に参加した者の意見等	

（注） 構造設備の概要の欄には、墓地にあってはその敷地面積、墳墓区画数、墳墓の総面積、駐車台数及び緑地率を、納骨堂又は火葬施設にあってはその建築面積、延べ床面積、階数及び収蔵数又は炉数を記入してください。

様式第5号（第7条関係）

近隣住民等意見書

年 月 日

（宛先）箕面市長

住所

氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地

電話番号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第9条第1項の規定により、  
次のとおり意見を提出します。

名称	
設置、拡張又は 変更の予定地	
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
項目	意見の内容

（注） 項目の欄には、次の該当する番号を記入してください。

- 1 生活環境その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見
- 2 構造設備と周辺環境との調和についての意見
- 3 建設工事の方法等についての意見

様式第6号（第7条関係）

近隣住民等意見通知書

第 号  
年 月 日

様

箕面市長 氏 名印

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第9条第1項の規定により近隣住民等から意見の提出がありましたので、箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第7条第2項の規定により意見書の写しを添えて通知します。

名称	
設置、拡張又は変更の予定地	
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設

様式第7号（第7条関係）

近隣住民等協議結果報告書

（宛先）箕面市長

住所  
氏名  
〔法人にあつては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕  
電話番号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第9条第3項の規定により、  
次のとおり近隣住民等との協議の内容等を報告します。

名称	
設置、拡張又は変更の予定地	
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
協議した日時	年 月 日
協議した場所	
説明会の周知方法	
意見のあった近隣住民等の氏名、住所及び意見	
協議の結果（合意した内容）	

様式第8号（第8条関係）

ペット霊園設置許可申請書

年 月 日

（宛先）箕面市長

住所

氏名

（法人にあっては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地）

電話番号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第5条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

名称		
所在地		
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設	
構造設備の概要		
墓地にあっては、その区域の概要		
標識の設置年月日	年 月 日	
説明会の開催年月日	年 月 日	
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
管理者	氏名	
	住所	

（注） 構造設備の概要の欄には、墓地にあってはその敷地面積、墳墓区画数、墳墓の総面積、駐車台数及び緑地率を、納骨堂又は火葬施設にあってはその建築面積、延べ床面積、階数及び収蔵数又は炉数を記入してください。

様式第9号（第9条関係）

ペット霊園変更許可申請書

年 月 日

（宛先）箕面市長

住所

氏名

（法人にあっては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地）

電話番号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第5条第3項の規定による変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

名称			
所在地			
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設		
設置の許可の年月日 及び番号	年 月 日 箕面市指令 第 号		
変更内容	事項	変更前	変更後
変更後の構造設備の概要			
変更後の墓地にあっては、その区域の概要			
標識の設置年月日	年 月 日		
説明会の開催年月日	年 月 日		
工事着手予定年月日	年 月 日		
工事完了予定年月日	年 月 日		

様式第10号（第10条関係）

ペット霊園廃止許可申請書

年 月 日

（宛先）箕面市長

住所

氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地）

電話番号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第13条の規定による廃止の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

名称	
所在地	
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
設置の許可の年月日 及び番号	年 月 日 箕面市指令 第 号
廃止の理由	
廃止の意思決定の方法	
埋蔵され、又は収蔵さ れている焼骨の措置	
ペット霊園の設置前の 状態に復するための方 法	
廃止の予定年月日	年 月 日

様式第11号（第11条関係）

ペット霊園（設置・変更）許可通知書

箕面市指令 第 号  
年 月 日

様

箕面市長 氏 名印

年 月 日付けをもって申請のあったペット霊園の（設置・変更）について、許可することと決定しましたので、箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第14条の規定により、次のとおり通知します。

名称	
所在地	
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
構造設備の概要（変更にあつては変更後）	
墓地にあつては、その区域の概要（変更にあつては変更後）	
許可の条件	

（教示）

この決定については、この通知書を受け取った日から3月以内に、箕面市長に対して、審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日から6月以内に、取消訴訟（被告：箕面市、代表者：箕面市長）を提起することができます。

様式第12号（第11条関係）

ペット霊園（設置・変更）不許可通知書

箕面市指令 第 号  
年 月 日

様

箕面市長 氏 名印

年 月 日付けをもって申請のあったペット霊園の（設置・変更）について、不許可とすることと決定しましたので、箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第14条の規定により、次のとおり通知します。

名称	
所在地	
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
不許可の理由	

（教示）

この決定については、この通知書を受け取った日から3月以内に、箕面市長に対して、審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日から6月以内に、取消訴訟（被告：箕面市、代表者：箕面市長）を提起することができます。

様式第13号（第11条関係）

ペット霊園廃止許可通知書

箕面市指令 第 号  
年 月 日

様

箕面市長 氏 名印

年 月 日付けをもって申請のあったペット霊園の廃止について、許可することと決定しましたので、箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第14条の規定により、次のとおり通知します。

名称	
所在地	
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
許可の条件	

（教示）

この決定については、この通知書を受け取った日から3月以内に、箕面市長に対して、審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日から6月以内に、取消訴訟（被告：箕面市、代表者：箕面市長）を提起することができます。

様式第14号（第11条関係）

ペット霊園廃止不許可通知書

箕面市指令 第 号  
年 月 日

様

箕面市長 氏 名印

年 月 日付けをもって申請のあったペット霊園の廃止について、不許可とすることと決定しましたので、箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第14条の規定により、次のとおり通知します。

名称	
所在地	
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
不許可の理由	

（教示）

この決定については、この通知書を受け取った日から3月以内に、箕面市長に対して、審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日から6月以内に、取消訴訟（被告：箕面市、代表者：箕面市長）を提起することができます。

様式第15号（第16条関係）

ペット霊園工事完了届出書

年 月 日

（宛先）箕面市長

住所

氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地

電話番号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第20条第1項の規定により、  
次のとおりペット霊園の工事が完了した旨を届け出ます。

名称	
所在地	
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
設置の許可の年月日 及び番号	年 月 日 箕面市指令 第 号
完了年月日	年 月 日

様式第16号（第16条関係）

工事完了検査済証

第 号  
年 月 日

様

箕面市長 氏 名印

年 月 日付けをもって届出のあったペット霊園の工事について、箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第20条第1項の規定による検査の結果、基準に適合していることを認めます。

名称	
所在地	
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
設置の許可の年月日 及び番号	年 月 日 箕面市指令 第 号
検査年月日	年 月 日

様式第17号（第17条関係）

ペット霊園変更届出書

年 月 日

（宛先）箕面市長

住所  
氏名  
〔法人にあつては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕  
電話番号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

名称			
所在地			
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設		
設置の許可の年月日 及び番号	年 月 日 箕面市指令 第 号		
変更内容	事 項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日		

様式第18号（第18条関係）

ペット霊園地位承継届出書

年 月 日

(宛先) 箕面市長

住所

氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地）

電話番号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第23条第2項の規定により、  
次のとおり届け出ます。

名称	
所在地	
承継年月日	年 月 日
被承継者	氏名（法人にあつては、その名称、代表者の氏名）
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
承継の原因	

様式第19号（第19条関係）

移動火葬開始許可申請書

年 月 日

（宛先）箕面市長

住所

氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地）

電話番号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第5条第4項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

移動火葬車の台数	台
移動火葬車の自動車登録 番号又は車両番号	
営業を行う名称	
火葬を行う土地の所在地 並びに所有者の氏名及び 住所（法人にあつては、名 称、代表者の氏名及び主た る事務所の所在地）	

（注）1 反復して火葬を行う場所が箕面市外である場合は、「箕面市外で火葬を行う。」と記入してください。

2 箕面市内で火葬を行う場合において、箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第26条第3項に規定する火葬のみを扱うときは、「条例第26条第3項に規定する火葬を行う。」と記入してください。

様式第20号（第19条関係）

土地所有者承諾書

年 月 日

（宛先）箕面市長

土地所有者

住所

氏名

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕

電話番号

移動火葬車による火葬を行うに当たり、次の内容について承諾いたします。

移動火葬車による火葬を行う土地の所在地	
移動火葬業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
承諾の内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 私の所有する上記の土地において、移動火葬車による火葬を行うこと。</li><li>2 当該火葬に起因する損害賠償等が生じた場合において、上記の移動火葬業者と連帯してその責を負うこと。</li></ol>

様式第21号（第20条関係）

移動火葬許可通知書

箕面市指令 第 号  
年 月 日

様

箕面市長 氏 名印

年 月 日付けをもって申請のあった移動火葬車による火葬等の開始について、許可することと決定しましたので、箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第14条の規定により、次のとおり通知します。

移動火葬車の台数	台
移動火葬車の自動車登録番号又は車両番号	
営業を行う名称	
火葬を行う土地の所在地	
許可の条件	

（教示）

この決定については、この通知書を受け取った日から3月以内に、箕面市長に対して、審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日から6月以内に、取消訴訟（被告：箕面市、代表者：箕面市長）を提起することができます。

様式第 2 2 号 (第 2 0 条関係)

移動火葬不許可通知書

箕面市指令 第 号  
年 月 日

様

箕面市長 氏 名印

年 月 日付けをもって申請のあった移動火葬車による火葬等の開始について、不許可とすることと決定しましたので、箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 1 4 条の規定により、次のとおり通知します。

営業を行う名称	
不許可の理由	

(教示)

この決定については、この通知書を受け取った日から 3 月以内に、箕面市長に対して、審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日から 6 月以内に、取消訴訟 (被告：箕面市、代表者：箕面市長) を提起することができます。

様式第23号（第21条、第23条関係）

（表）

第	号	
<b>移動火葬車登録証</b>		
自動車登録番号		
許可の年月日及び番号		
移動火葬業者住所		
氏名		
（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）		
上記の車は、箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第5条第4項の規定に基づく許可を受け使用する車両であることを証する。		
年	月	日発行
箕面市長	氏	名印

（裏）

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（抜粋）

第5条（略）

4 市内で移動火葬車による火葬等を行おうとする者（死体を運搬するために、単に市内を通過するに過ぎない者を除く。）は、市長の許可を受けなければならない。

第25条 市長は、第5条第4項の許可を受けた者（以下「移動火葬業者」という。）に対し、移動火葬車ごとに規則で定める移動火葬車登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

第26条（略）

2 移動火葬業者は、移動火葬車の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 移動火葬車には、移動火葬業者の氏名（法人にあつては、その名称）、連絡先及び登録証を容易に視認できるよう表示すること。

様式第24号（第23条関係）

移動火葬変更届出書

年 月 日

（宛先）箕面市長

住所

氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地）

電話番号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第27条の規定により、次のとおり届け出ます。

営業を行う名称			
所在地			
許可の年月日及び番号	年	月	日 箕面市指令 第 号
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日	年	月	日

様式第 25 号 (第 24 条関係)

移動火葬廃止届出書

年 月 日

(宛先) 箕面市長

住所

氏名

(法人にあっては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)

電話番号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 28 条の規定により、次のとおり届け出ます。

営業を行う名称	
所在地	
許可の年月日及び番号	年 月 日 箕面市指令 第 号
廃止の理由	
廃止の予定年月日	年 月 日

様式第26号（第26条関係）

ペット霊園改善勧告書

第 号  
年 月 日

様

箕面市長 氏 名印

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 条 の規定に違反  
していますので、同条例第 条第 項の規定により、下記のとおり勧告しま  
す。

記

名称	
所在地	
違反の内容	
勧告の内容	
改善期限	年 月 日

様式第 27 号 (第 27 条関係)

(表)

	所 属	第 号
	職員番号	
	氏 名	

上記の者は、箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 30 条第 1 項の規定に基づく立入調査を行う者であることを証明する。

年 月 日発行

箕面市長 氏 名 

(裏)

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例 (抜粋)

(報告及び立入調査)

第 30 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ペット霊園の経営者若しくは移動火葬業者に対して必要な事項の報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして、ペット霊園、移動火葬業者の事務所若しくは火葬、収納若しくは収骨を行う土地に立ち入らせ、必要な事項を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第28号（第28条関係）

ペット霊園改善命令書

第 号  
年 月 日

様

箕面市長 氏 名印

あなたは、箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 条 の規定に違反し、 年 月 日付け箕 第 号の勧告に従っていません。よって、同条例第31条の規定により、下記のとおり措置を行うよう命令します。

記

名称	
所在地	
違反の内容	
措置すべき内容	
措置の期限	年 月 日

（教示）

この決定については、この命令書を受け取った日から3月以内に、箕面市長に対して、審査請求をすることができます。

また、この命令書を受け取った日から6月以内に、取消訴訟（被告：箕面市、代表者：箕面市長）を提起することができます。

様式第29号（第29条関係）

ペット霊園許可取消通知書

箕面市指令 第 号  
年 月 日

様

箕面市長 氏 名印

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第32条第1項の規定により下記のとおり許可を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

名称	
所在地	
設置の許可の年月日 及び番号	年 月 日 箕面市指令 第 号
取消年月日	年 月 日
取消理由	

（教示）

この決定については、この通知書を受け取った日から3月以内に、箕面市長に対して、審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日から6月以内に、取消訴訟（被告：箕面市、代表者：箕面市長）を提起することができます。

様式第30号（附則第2項関係）

ペット霊園設置届出書

年 月 日

（宛先）箕面市長

住所

氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地）

電話番号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例附則第3項の規定により、次のとおりペット霊園の設置を届け出ます。

名称		
所在地		
施設の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設	
構造設備の概要		
設置年月日	年 月 日	
管理者	氏名	
	住所	

（注）1 構造設備の概要の欄には、墓地にあつてはその敷地面積、墳墓区画数を、納骨堂又は火葬施設にあつてはその建築面積、延べ床面積、階数及び収蔵数又は炉数を記入してください。

2 ペット霊園の位置図及び現況の分かる図面を添付してください。